

## 公益通報窓口の設置について

南山高等・中学校の業務に関し、法令違反行為が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図ることを目的として、公益通報および公益通報に係る相談の対応窓口を設置しました。

## 法令違反行為とは

- ①公益通報に関する規程等に規定する違反行為
- ②南山高等・中学校における教育・研究活動に係る不正行為
- ③南山高等・中学校諸規程等に対する違反行為

## 通報および相談を行うことができる者

- ①本校の職員(非常勤職員を含む)
- ②本校に勤務する派遣または業務委託に係る労働者
- ③本校の生徒ならびに保証人

## 通報者等の保護

南山高等・中学校は、通報者等が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者等に対し不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

ただし、通報者等が第三者に損害を与える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではありません。

## 窓口・通報の方法

【窓 口】 南山高等・中学校男子部教頭

【通報の方法】 氏名および連絡先を明らかにした上で電子メール、電話、FAX、書面または面談で受付。なお、匿名を希望する場合にも、電子メール、電話、FAX、書面により可能ですが、連絡先がない場合などは調査結果等の通知ができない可能性があります。

公益通報・相談様式(参考) ([WORD形式](#)・[PDF形式](#))

### 【連絡先】

住 所 〒466-0838 名古屋市昭和区五軒家町 6

電 話 052-831-6455

F A X 052-831-7059

メールアドレス koeki-danshi@nanzan.ac.jp

## 参考資料

南山学園公益通報に関する規程 ([PDF形式](#))